

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定以外に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本アイソトープ協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第8節 I.(1)	39 頁	① イ、ロ 「業務の改善」は、すべての使用者等を対象とする責務規定であるにもかかわらず、業務改善の基準が示されていない。 また、「使用者等の業務の内容及び規模にも大きく依拠するため、業務の改善等に係る検査対象事項を一律に示すことは困難」としてはいるものの、実質的にはすべての使用者等を対象に組織体制や手順を確認することとなっており、これらを定め運用することは一部の使用者等にとっては大きな負担にならないか。 予防規程に記載を義務付けている特定許可使用者及び許可廃棄業者を含め、既存の放射線安全委員会及び主任者の役割に加えて、マネジメント層の関与のみを確認できれば足りると考えるがいかがか。	加筆により対処（「業務の改善」の概念等につき解説的記載等を追加）

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定以外に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本放射線安全管理学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第8節	40頁13行目 および 43頁10行目 以降45頁まで	業務の改善の項目の例として、法38条の4に直接規定されていない「放射線防護の最適化」が突然ここに出てくる理由が不明である。	加筆により対処（「防護の最適化」の概念等につき解説的記載等を追加）
2	第4章第8節	42頁16行目	業務の改善に係る体制及び手順のほか、業務の改善に係る評価及び改善措置の内容がわかるよう、必要な記録を行うことを放射線障害予防規程に規定するよう「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」15-1)～15-3)に定めている。このため、・・・確認する。 とあるが、当該予防規程ガイドの1.位置付けの最終段落によると、 「なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。」とある。ゆえに、「に定めている」との記述は、「一例」とする予防規程ガイドの記述と矛盾するのではないか。 一方で、33頁6行目に「一般的には、下記に例示するような事項が定められていることが多い」とあるが、これらの事項は、予防規程ガイドに例示しているため、そのように定めている事業所が多いことがその理由である。 よって、「なお、一般的には、業務の改善に係る体制及び手順のほか、業務の改善に係る評価及び改善措置の内容がわかるよう、必要な記録を行うことを放射線障害予防規程に規定していることが多い。このため、・・・確認する。」と修正してはどうか。	概ね拝承（提案の趣旨を踏まえて修正）
3	第4章第7節	36頁5～18行目	予防規程ガイドでは、「使用者等」が「放射線障害予防規程届出者」と同義で使われているため、ハの表題が何を対象としているのかわかりづらい。イ及びハの表題の記載を工夫すべきではないか。また、ロが抜けているのではないか。	原案のとおり（ただし、「ハ」を「ロ」に誤記修正するほか、最終まとめにお

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定以外に関する意見等

				ける用語の整理の中で対処可能性あり)
4	第4章第8節	40 頁 13～23 行目	業務の改善の中に「放射線防護の最適化」の項目について、規制要求である線量限度に対して、それ以上のことを要求されることがないように、より丁寧に記載するとともに、検査官にもその旨徹底するような記載も必要ではないか。	原案のとおり（ただし、貴学会の意見1への加筆による対処及び検査の運用における検査官への周知を図ることで対処）
5	第5章第2節	68 頁 15 行目	「廃止措置計画に記載した措置の実施の確認に係る通知」は検査ガイドに記載する内容として不適切ではないか。	原案のとおり
6	第4章第8節	40 頁 13 行目	放射線防護の最適化の原則は、ICRP（国際放射線防護委員会）2007 年勧告において⇒ICRP は国際機関ではないので、国際機関の文書を根拠として用いるべきではないか。	一部記載修正
7	第4章第8節	40 頁最終行	業務の改善を行うための方法及び組織的体制について、一層の充実を図ることが必要である ⇒限られたリソースで厳しい状況に対応している事業所に過度の負担をもたらさないような配慮が必要ではないか。	原案のとおり（ただし、検査の際の周知に努める）
8	第4章第8節	43 頁 12 行目	計画立案の内容が事業所等の実情に応じたものとなっているか ⇒医療では利害関係者の関与が特に重要になる。	概ね拝承（意見の趣旨を踏まえ例示として追記）
9	第5章第2節	58 頁 10 行目	輸出 譲渡 返還 ⇒加速器の輸出に関して、日本のみが担当官の見解によって不可になっており、見直しが必要。（一般的な質問であるのご理解ください。）	原案のとおり（本ガイド案の記載に対する意見でない）
10	第4章第7節	25 頁 22 行目	放射線障害のおそれのある場合 ⇒IAEAは放射線管理全般に対して、段階的な管理を提示しており、事業所での対応も定量的に記述された方針に従うこととすることが望ましいと考えられる。初期の対応で情報が不十分な状況では安全側に推計すべきではあるが、「放射線障害のおそれのある場合」に関して、各事業所であらかじめ対処の方針を国際的な文書も参考にして定めておき、その範囲を明確にしておくことが望ましいのではないか。	原案のとおり

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定以外に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本放射線技術学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	I.3.(1)	27 頁 1 行目	法第 31 条の 2(原子力規制委員会への報告) → 「遅滞なく」 規則第 28 条の 3(事故等の報告) → 「直ちに」 この表現違いは何を意味するのでしょうか？	原案のとおり
2	第 4 章第 7 節 II.1.(1)①イ	28 頁 7 行目	「適当であること」 → 「適切であること」 「適切」がかなり厳密に当てはまるのに対し、「適当」はそれほど厳密に当てはまらない曖昧な表現である。	拝承
3	第 4 章第 7 節 II.1.(1)①イ	28 頁 8 行目	「一般的には、下記 a 及び b に例示したような事項が定められていることが多い」とある。これらの事項は予防規程ガイドラインに示されているが、全ての予防規程届出事業者が規定すべき事項ではないと解釈できるがよろしいか？	指摘のような理解で良い
4	第 4 章第 7 節 2.1.(1)③ロ	29 頁 20 行目	「放射線障害予防規程(その下部規程を含む。)等においてあらかじめ定められた手順・手続に基づいて講じられていること」 危険時において、緊急的な現場判断は必要となる場合があるはずである。予防規程通りでなくてもその判断が正しかったかどうかの検証が行われるべきである。 「放射線障害予防規程(その下部規程を含む。)等においてあらかじめ定められた手順・手続に基づいて講じられていること。あらかじめ定められた手順・手続が変更された場合にあっては、その内容が適切であったかの検証がされていること。」	概ね拝承（指摘を踏まえ加筆）
5	第 4 章第 7 節 II.1.(2)①	30 頁 1 行目	「適当であること」 → 「適切であること」 「適切」がかなり厳密に当てはまるのに対し、「適当」はそれほど厳密に当てはまらない曖昧な表現である。	拝承
6	第 4 章第 7 節 II.1.(2)①	30 頁 1 行目	「一般的には、下記イ及びロに例示するような事項が定められていることが多い」とある。これらの事項は予防規程ガイドラインに示されているが、全ての予防規程届出事業者が規定すべき事項ではないと解釈できるがよろしいか？	指摘のような理解で良い
7	第 4 章第 7 節	30 頁 9 行目	「現に」という用語が頻繁に使用されている。(32 箇所)、やや口語体のような感がある	拝承

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定以外に関する意見等

	Ⅱ. 1. (2)②		り、ガイドラインのようなものでは、「実際に」という表現の方が良いのではないか。 なお、本ガイド内では「実際に」という用語も使用されている。	
8	第4章第7節 Ⅱ. 1. (2)③	30 頁 10 行目	「放射線障害予防規程(その下部規程を含む。)に定められた手順に沿って実施されたことを確認すること。」 災害時において、緊急的な現場判断は必要となる場合があるはずである。予防規程通りでなくてもその判断が正しかったかどうかの検証が行われるべきである。 「放射線障害予防規程(その下部規程を含む。) に定められた手順に沿って実施されたこと。あらかじめ定められた手順が変更された場合にあっては、その内容が適切であったかの検証がされていること。」	概ね拝承（指摘の趣旨を踏まえ、追記して対処）
9	第4章第7節 Ⅱ. 1. (3)③	31 頁 35 行目	放射線障害予防規程に規定された手順と照らし合わせることも必要では？	概ね拝承（指摘の趣旨を踏まえ、追記して対処）
10	第4章第7節 Ⅱ. 2. (1)①	33 頁 5 行目	「適当であること」→「適切であること」	拝承
11	第4章第7節 Ⅱ. 2. (2)①	33 頁 20 行目 33 頁 26 行目	「適当であること」→「適切であること」	拝承
12	第4章第7節 Ⅱ. 2. (1)①	33 頁 5 行目	「一般的には、下記に例示するような事項が定められていることが多い。」とある。これらの事項は予防規程ガイドラインに示されているが、全ての予防規程届出事業者が規定すべき事項ではないと解釈できるがよろしいか？	指摘のような理解で良い
13	第4章第7節 Ⅱ. 3. (1)①イ	34 頁 35 行目	「適当であること」→「適切であること」	拝承
14	第4章第7節 Ⅱ. 3. (2)①イ	36 頁 7 行目	「放射線管理の状況の報告に関すること(規則第21条第1項第16号)を放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている放射線障害予防規程届出者」が所持する「放射線障害予防規程の届出義務のない表示付認証機器」についても考慮されていることを確認する記述を追記願いたい。	概ね拝承（趣旨を踏まえ、加筆により対処）
15	第4章第7節 Ⅱ. 3. (2)②ハ	37 頁 13 行目	「放射線業務従事者が、放射性同位元素」→「放射線業務従事者が、 <u>放射性同位元素</u> 」	拝承
16	第4章第8節	42 頁 12 行目	「記録が行われている場合は」とあるが、記録がない場合には確認できない。自主的	原案のとおり

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
第4章第2節測定以外に関する意見等

	Ⅱ. (1)③		な記録を促すためにも「記録の内容を確認すること」としたほうがよい。	
17	第5章第1節 I. (2)	46 頁 12 行目	廃止届をした場合の許可の効力の喪失(法第 27 条第 2 項)使用の許可又は廃棄の業の許可は、上記(1)の届出(廃止届)をしたときに許可そのものは効力を失う(法第 27 条第 2 項)。 放射性同位元素を廃止の日から 30 日以内に引き渡すこととなっている。廃止届は許可書を添えての届出であるので許可書は手元からなくなる。よって、廃止届を出して RI 協会へ引き渡すことを予定したが、RI 協会は「使用許可書が無いと引き取れない」と言うことで苦勞したことがある。この点は、改善したのでしょうか。 前もって放射性同位元素を引き取ってもらった場合、規制庁からは「業務をやめた日は？」と言われ、「その日が廃止日だ。」と強く言われる。「業務は停止しても、業務停止に様々な手当てを行っている。」そう簡単に「業務停止＝廃止日」とするには違和感がある。放射性同位元素を引き取ってもらい、業務を止めたら廃止を考えていただきたい。	原案のとおり（本ガイド案の記載に対する意見ではない）
18	第5章第2節 I. 1. (3)⑧イ	54 頁 7 行目	これらの記録を、原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡さなければならない。 指定する機関は現在、放射線影響協会ですが、事業所が過去の放射線業務従事者の記録を永久保管をしているにもかかわらず、放射線影響協会では 95 歳を過ぎたら廃棄しているとのこと。 また、引き渡すときに 95 歳を過ぎても帳簿に記載し引き渡し金を支払って引き渡すが、直ぐに廃棄となるのはおかしい。	原案のとおり（保存期間は、法令により規定されているため、本ガイドの修正による対応はできない）
19	全般		「講じる」と「講ずる」どちらを使用しても良いと思うが、法令条文は「講ずる」を多用している。本ガイドでは、「講じる」34 箇所、「構ず（べき）る」や箇所となっている。用語の統一をすべきかと思う。 また、「講ずべき」ではなく「講ずるべき」ではないか。 他に、「事態を生じた」は、「事態が生じた」ではないか。（3 箇所）	拝承

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定以外に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本非破壊検査工業会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第7節	27 頁 17 行目	危険時の措置について、その想定範囲が、通常の範囲で想定されうる事象と、その想定外の事象があると思われる。どのような事象が発生しに対応しうる組織と対応方針（手順）の策定が重要であり、事象の分析し対応して行くことが重要であると考えます。	概ね拝承（指摘内容を加筆して対応）

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定以外に関する意見等

団体名：日本放射性医薬品協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第8節	40 頁 13 行目	「放射線防護の最適化」が例示されていますが、法令上の根拠との併記が必要ではないでしょうか。また、ICRP2007 年勧告が引用されていますが、現行法令は 1990 年勧告に基づいているため、引用元として不適切ではないでしょうか。	修正・加筆により対処 (「防護の最適化」の概念等につき解説的記載を追加すること等で対処)
2	同上	42 頁 31 行目	「放射線防護の実施状況に係る立入検査対象事項の例」とありますが、その詳細例の法令上の根拠を明記していただくことは可能でしょうか。	加筆により対処（最終まとめにおいて参考にした文献等を示すことで対処）

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定以外に関する意見等

【以下の団体等は意見なし】

- 公益社団法人 日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会
- 大学等放射線施設協議会
- 公益社団法人 日本医師会
- 四病院団体協議会
- 放射線照射工業連絡協議会
- 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
- 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構